

ストーカー対策の拡充を求める意見書

ストーカー事案の相談件数は、2017年には23,079件となり、ストーカー行為による被害は引き続き深刻な社会問題となっている。SNSなど、インターネット上の新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、被害の態様が多様化していることから、被害者支援を一層強化するほか、加害者の抱える問題にも着目した対策等が求められている。

よって、本区議会は、国会及び政府に対し、一昨年改正したストーカー規制法が的確に運用され、非親告罪化されたストーカー行為罪の被害者の意向を十分に尊重した対応を行うとともに、警察の対応強化、被害者の相談体制の整備、加害者の更生に向けた取組及び低年齢化への対応等を進めるなど、総合的にストーカー予防・対策が推進されるよう、強く求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定に基づき、意見書を提出する。

平成30年7月2日

江東区議会議長 佐藤 信夫

衆議院議長

参議院議長

内閣総理大臣

内閣官房長官

厚生労働大臣

国家公安委員会委員長

警察庁長官

あて